

# 平成30年度 社会福祉法人祥健会 事業計画

平成30年度は、介護保険制度第7期の初年度です。前期の介護報酬の大幅な切り下げにより、特別養護老人ホームの収益が悪化し、今期は0.54%と微増の改定となったことは喜ばしいことではありますが、既に、全国の3分の1の特別養護老人ホームが赤字に陥っている現状において、どれほどの改善が期待できるか、疑問です。社会福祉法が改正され、2年目の年度となりますが、社会福祉法人の運営にやや窮屈感を感じることは否めないようです。

そのような中で、今回の制度見直しは、厚生労働省が制度の継続化を図ることを目的として、サービスの適正化、重点化、効率化を目論んでいることは事実です。特に、行政の権限を強化し、色々な場面で指導や評価が行われるようになり、事業者の主体性は減少せざるを得なくなるようです。また、医療と介護の連携をさらに強化し、広義的なりハビリテーションの提供を促し、重度者や認知症の方々の住まいの場所を居宅へ誘導しようという意図もありますが、これまでの居宅サービス偏重の結果、訪問介護や通所介護で、異常な利用回数を提供する事業者も現れ、介護保険の財源に悪影響を及ぼしていることが判明し、これらの事業の縮小に動く傾向もみられます。

一方では、自立支援の名目で、質の高いサービスを提供している事実を評価し、加算を行うことを導入しようと言う動きも見られ始め、それに向けた対応策の検討は、避けて通れないこととなるようです。そして、介護職員等の不足に対しては、介護労働の生産性の向上ということで、ICT技術やロボット技術等の新しいテクノロジーの利用を促すような取り組みが始まりました。これらの技術を利用した見守りセンサーの導入やテレビ電話の活用等を示唆しており、今後このような新しいテクノロジーを使いこなせるような職員の採用や職員研修等が、必要となって来るようです。さらに、外国人技能実習制度が本格化する今年度は、それに関する情報収集の必要性は高まってくると思われまます。しかしながら、現実的には、即効性のある手立ては少なく、これらのテクノロジーや施策の効果が表れるまでの期間の対策は、何ら示されていないのが現実です。この状況が継続するようであれば、事業の縮小や休業等の対応をしなければ、法人経営が成り立たない状況に陥る可能性があり、かなり深刻な状況となりそうです。

このような情勢の中、当法人としては、法人の目的に従い、利用者の安全と安心を確保し、介護事故等の防止を図り、三大介護のサービスの質の向上を推し進めて行かなければなりません。特に、平成29年度、問題が多発した口腔ケアにおいては、何らかの取り組みを行わなければならないと考えます。また、老朽化した施設及び設備の補修や修繕、更新等を漸次行い、時代に対応したいろいろなシステムの変更を進めなければなりません。そして、安定した事業経営のため、人材の確保と育成に力を入れ、サービスの質の向上に努めて行かなければなりません。さらに、当法人の理念である、地域福祉への貢献や地域高齢者のニーズに対応して行くため、今後も地域包括ケアシステムへ積極的に関わって行く必要もあります。最後に、安定的な経営を継続するため、全事業の利用率と稼働率の向上を図るため、重度者及び認知症高齢者への介護技術を高め、科学的介護技術の取り組みや、ICTや介護ロボット等の導入により介護負担の軽減化と介護の生産性を高める取り組みを積極的に行なって行く必要もあります。

上記のような経営環境の中で、下記の基本方針に基づき、下記の主要事項を遂行します。

## 1. 基本方針

- (1) 地域に密着し、地域住民から親しまれ、頼りとされる施設となることにより、地域住民をはじめとする利用者及びその家族から選ばれるサービス提供事業施設となるよう努力する。
- (2) 個々のニーズに対応できるサービス環境を整えて、多機能で効率的な施設経営を行う。
- (3) 「やさしい手にあたたかい心を添えて」をモットーに、職員全員、入所及び利用者一人一人の人権とニーズと意思を尊重し、可能性の実現と生活の質の向上に努める。
- (4) 入所者や利用者の家族等への情報提供や、相談への対応等を通して、二次元的サービスの提供にも努める。
- (5) 経営基盤を固め、さらにサービスの機能強化及び新しいサービスの開発に努める。

## 2. 主要事項

平成30年度も昨年度と同じく、各事業の経営の強化を図るため、下記のことを実施して行きます。

- (1) 利用者の安全を守り、安心を確保する。

- ①介護事故を無くする。

- i. 骨折事故 目標：5件以下（法人全体）
- ii. 誤嚥事故 目標：無（法人全体）

- ②感染症の防止に努める。

- i. インフルエンザ感染：5人以下（法人全体）
- ii. ノロウイルス感染：罹患者数ゼロ（法人全体）

- ③身体拘束をしない。目標：点滴中に限り、延べ10時間以下/年、延べ3人以下/年（法人全体）

- i. 定期的研修会の実施 年3回以上（法人全体）

- ③褥瘡防止に努める。目標：全入所者の褥瘡形成日数延べ50日以下／年、延べ2人以下／年（法人全体）
- ④経管栄養の取扱と痰吸引等の安全性の確保に努める。目標：関連事故数ゼロ（特別養護老人ホーム）
- (2) 三大介護の質を充実させる。
  - ①食事の経口摂取の維持支援と摂取量の確保
  - ②口腔ケアの充実
  - ③排泄方法の改善
  - ④睡眠時間の改善
- (3) 利用率と稼働率の維持・向上に努める
  - ・特別養護老人ホームの月毎の稼働率を99%以上とし、短期入所の月毎の利用率を75%以上とする。
  - ・通所介護の月毎の延べ利用者数を280人以上とし、1日16人以上の利用者がある日を月2日以上とする。
  - ・介護予防総合通所型事業の月毎の延べ利用者数を260人以上とする。
  - ・居宅介護支援事業所の月毎のプラン作成依頼登録者数を介護予防20人、要介護者80人以上とする。
  - ・訪問介護の月毎の延べ利用者数を250人以上とする。
  - ・グループホーム事業の月毎の稼働率を89.3%以上とする。
  - ・小規模多機能ホームの月毎の登録数を22人以上とし、通い350人／月以上、訪問100人／月以上、宿泊者を210人／月以上とする。
- (4) 介護の質を向上させる。
  - ・強化月間を設ける。
  - ・介護技術コンテストへの参加を行う。
- (5) 介護の生産性を高める取り組みをする。
- (6) 苦情・相談への対応を適切に行う。
- (7) 老朽個所の修繕及び保全を実施する。
- (8) 老朽設備の更新を行う。
- (9) 第三者評価を受ける。
- (10) 交通事故防止に努める。
- (11) 苑だよりの発行とホームページの更新を行う。
- (12) 施設建物周辺の環境整備を行う。

以上